

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ( 平和資料協同組合 )/PCDS( 太平洋軍備撤廃運動:  
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security )  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org  
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

184 03/4/1

¥100

北朝鮮のNPT脱退の発効近づく

## 戦争を呼ぶ日本の無定見外交

4月10日、90日間のクーリングオフの期間が終了し、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核不拡散条約(NPT)脱退が発効しそうである。この脱退を食い止める可能性が完全に消えたわけではない。しかし情勢は厳しい。イラク戦争の開始は、北朝鮮の深部に重大な変化を生みだしている可能性がある。

### イラク戦争の影

バグダッドと平壤(ピョンヤン)を重ねて、イラクと朝鮮半島の地図を重ねると右図のようになる。クウェートからバグダッドへの距離は、釜山(プサン)から平壤への距離と同じくらいである。それに人口データを重ねてみる。朝鮮半島にはイラクの3倍の人口が半分の面積に暮らしていることになる。イラク戦争の現実、分断された朝鮮半島において現代戦争が起こったとき、いかに凄惨な結果を生むことになるか、この事実からだけでも想像に難くない。

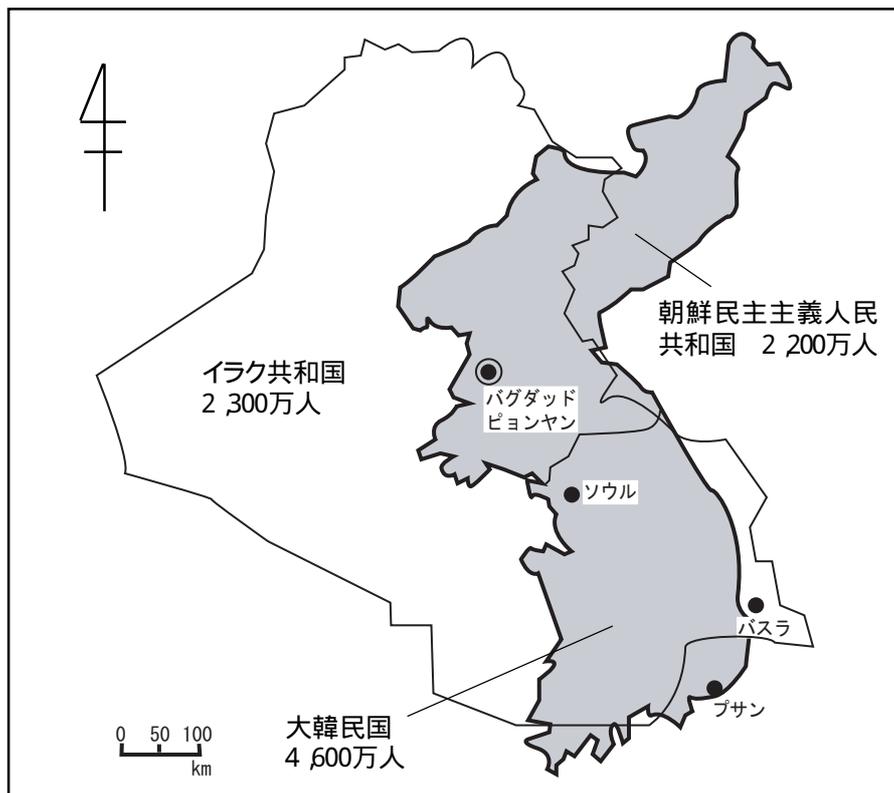
北朝鮮指導部にとってイラク戦争はどう映っているだろうか。国連憲章を無視し政治体制を打倒するために起こした米国の戦争は、国際法違反の文字通りの侵略戦争である。「イラク国民をサダム・フセインから解放する」というブッシュ大統領の言葉は、「北朝鮮国民に自由を与えない限り、金正日は悪の枢軸」と

002年2月20日にソウルで語ったブッシュがあることを、北朝鮮に示したのである。言葉とそっくり重なる。

それに加えて、小泉首相がその侵略戦争に率先して賛同した。日米同盟は国連に縛られない軍事行動をとる意思

日本の安全を壊す小泉首相

昨年10月、米国が北朝鮮が核兵器



バグダッドとピョンヤンを重ねたイラクと朝鮮半島

イラク開戦!!  
イラク戦争と国際法  
4~5ページ

用ウラン濃縮を認めた」という情報を流してから急展開している北朝鮮情勢(本誌174号、180号に詳述)は、イラク戦争によって新しい局面を迎えている。

小泉政権は、イラク戦争によって北朝鮮を抑止しようと考えた可能性が高い。小泉首相の突出の理由が「北朝鮮問題で米軍にお世話になる以上、米国のイラク攻撃に積極的に支持せざるを得ない」と推測されたとき、それを否定するため、「大量破壊兵器が独裁者の手にあることは、人類の脅威であり日本にも無関係ではない」という議論を小泉首相は強調した。しかし、この議論は北朝鮮にとってみれば、そのまま日米同盟は体制打倒の侵略戦争を北朝鮮に対して行うことの大義名分を説いていると映るであろう。小泉首相は戦争をたくり寄せている。

北朝鮮の核兵器開発疑惑なるものの真相は、謎であるだけでなく、情勢によって動く。イラク戦争を目のあたりにして、外交カードの核開発であったものが、「保有による抑止」としての核開発へと進む可能性を否定できない。

## 水面下の動き

私たち平和勢力には事態を楽観視し

ない分析と同時に、平和解決がいつでも可能であるという側面に対する積極的な視点を見失ってはならない。その意味で、イラク戦争のただ中で進行している三つのことに注意を喚起しておきたい。

アナン国連事務総長の特使モーリス・ストロングが、3月18～22日に平壤を訪れた。帰路の北京での記者会見で、米国のイラク侵略戦争が北朝鮮を怖れさせているかという質問に対して、「彼らの言葉の中に、『怖れ』という言葉はなかったと思う。『憂慮』はあった。平和的解決を真剣に望んでいる。しかし、必要ならば戦争するつもりだ」と彼は語った。

3月22日、現在のアセアン議長国であり、6月に開かれるアセアン地域フォーラム(ARF)議長国であるカンボジアが、高官使節団を北朝鮮に送る計画を明らかにした。ARFを米朝会談の場とするためである。北朝鮮の感触は否定的でないと報道された。

第3の動きとして、EU(ヨーロッパ連合)も調停を検討していることを明らかにした。EUもARFの一員であることを考えると、ピースデボが「ARFの活用」を主張してきたことは、的を射ていたと言えそうである。(梅林宏道)

の目的は、2003年8月4日の週(8月4日～9日)に、ネブラスカ州オマハの戦略軍(S TRATCOM)司令部で開催予定の秘密会議である「備蓄兵器管理会議」の議事を事前に検討することにあった。

8月の備蓄兵器管理会議は、核兵器評議会議長のオールドリッジ国防次官(取得・技術・兵站担当)が核兵器評議会に「備蓄管理プログラムのはらむリスク、とりわけ、われわれの核兵器が実験されていないことに関連するリスク(グレッグ・メロの率いるロスアラモス研究グループが入手し、ウェブ・サイトで公開した準備会議の議事録より抜粋)に関する覚書を2002年10月21日に提出したことを受けて、備蓄兵器管理プログラムの問題点を検討するために開かれることになった。会議では、上記の議題のみでなくNPRで言及されたならず者国家へ大量破壊兵器が拡散した国際環境における核抑止に関連する問題も討議されるという。準備会議の議事録によれば、備蓄兵器管理会議の目的とは、「NPRに沿って、核抑止における信頼性の維持に関する問題を評価すること、すなわち、われわれの現在の評価プロセスがはらむリスク、および、そのようなリスクを低減する方法、さらに計画されたインフラの容量と能力を評価すること」である。



# 米「新型核兵器」開発 8月(広島・長崎の日)に秘密会議

大滝 正明

2001年12月31日に米国防総省が米議会に提出した「核態勢見直し(NPR)」は近未来の核戦力態勢の青写真とでもいうべき報告書である。この文書において最も論争を呼んだ話題の1つは、「強化され地中深くに埋設された標的(HD BT)に対して使用可能な新型核兵器の開発が必要だとされたことであった。

新型核開発の必要性は、NPRの提出以前から、国立核研究所の要人や保守系シンクタンクのアナリストらによって提唱されている。例えば、本誌138号(01年5月1日)では、サンディア国立核研究所のロバート・ロビンソン所長がその問題を提起していることが紹介された。また、2001年1月、新保守主義(いわゆるネオコン)系シンクタンクである国家公共政策研究所(NIPP)は、報告書「米核戦力と軍備管理の原理と要求」を発表した。この報

告書では、精密誘導された低威力の新型核兵器は地中深くに埋設された生物兵器生産施設のような堅固な標的に使用するために必要であるとされている。この報告書作成に携わった者たちは、スティーン・ハドリー次席大統領補佐官(国家安全保障問題担当)をはじめとして安全保障政策担当者としてブッシュ政権入りして、NPR作成に影響を与えた。

## 8月に秘密会議

2003年1月10日、核兵器研究施設、軍の制服組、エネルギー省国家核安全保障管理局(NNSA)および国防長官室に属する米国の核兵器体系中枢を担う高官たち32名が国防総省内で「備蓄兵器管理会議準備会議」(以下、準備会議とする)という名称の会議を開いた。この会議

## 議会への売りこみ

準備会議では、8月の本番に向けて4つのパネルを設けて具体的な詰めを行うことが決定された。生産すべき新型核兵器の種類、そのテスト方法、新型核の兵器運搬手段への搭載方法、さらに新型核の少量生産に向けて承認を得るための実現方法といった検討課題が、4つのパネルに与えられた(準備会議議事録付録2)。

グレッグ・メロ氏は、ロスアラモス研究グループのプレスリリースにおいて、1月の準備会議を指して「ペンタゴンが『小規模攻撃』用の新型核兵器の開発・生産方法、および、そうしたアイデアを議会と国民に売り込む方法を検討する会議を計画中だ」と評した。この要約は「ブッシュ政権下で大胆かつ迅速に推進されている」核兵器計画の本質を言い当てているだろう。

1月10日の準備会議を召集したのは、国防次官補(核・化学・生物兵器防衛担当)のデイル・クレイン博士である。次官

補就任以前には、同博士はテキサス大学副総長を務めていた(テキサス大はロスアラモス国立研究所の運営責任がカリフォルニア大から委譲される場合の第一候補であるとされている大学)。準備会議出席者32名のうち、少なくとも7名が現在、核兵器研究所の契約業者または関連機関(ロッキード・マーチン社およびカリフォルニア大学)で働いているか、最近までそうしていた。契約業者または関連機関の要職にあった者が契約業者等に影響を与える政策決定の場または核兵器政策立案を行う中心で働いているのである。

## 軍産官学の核兵器族

2002年を通して米国の核兵器戦略と核戦力態勢の再検討を進めていた下院共和党政務委員会の「国家安全保障および外交に関する小委員会」は、2003年2月12日、政策文書「識別と防衛:核兵器プログラムのためのアジェンダ」を発表した。この文書では、低威力弾頭とパンカーバスター(地中貫通兵器の俗称)のような新型核の必要性、近い将来における核実験再開の必要性が論じられ、先制核攻撃への支持が表明されている(抜粋右囲み)。米両院で共和党が多数派となっている現状を考え合わせると、議会が新型核開発等の懸案について承認を与えることが予想される。また、核兵器に関連する話題について積極的な提言を行っている同政策文書は、その発想の基盤をNIPP報告書やNPRと共有している。

核戦力増強を指向するイデオログの牙城であるネオコン系シンクタンクが核戦略を提言し、その作成に関与した当のイデオログたちが政府高官として政権入りし、政権の核戦力態勢の実質的な実行計画を立案した(また、NIPPにはロッキード・マーチン社のような主要軍需産業が多額の資金を援助していることに注意してもらいたい)。そのようにして敷かれた軌道に沿って、政府機関、契約業者、関連の学術機関、研究機関等から構成される核開発コミュニティが「大胆かつ迅速」に核戦力強化を実現させようとしている。軍産官学の核開発コミュニティと議会が相乗りして、バンドラの箱が開けられた時のように、新型核兵器開発と核実験再開という悪魔を解き放ってしまうのではないだろうか。

## 全国8カ所で評価会議

### - 核軍縮:日本の成績表2003 -

昨年に引き続き、今年も評価委員が作成した第2案をもとに、各地で評価会議が行われた。評価委員の数名が第2案を講評し、参加者と意見交換するというものである。今年は昨年の4カ所に横浜、大阪、函館、藤沢を加えて、全国8カ所での開催となった。各地での日程とポイントは以下の通り。(中村桂子)

横浜会議 3月21日  
外務省、議員、マスコミなどへの働きかけが議論された。また、北朝鮮の核問題への対応が課題に含まれたほうがよいとの指摘が出された。

和歌山会議 3月22日  
イラク攻撃に対する日本政府の反応につながるようなコメントを入れる工夫は出来なしかとの意見があった。

大阪会議 3月23日  
第2案を会議前にホームページに載せてほしいなど、評価プロセスの改善案も多く出された。

東京会議 3月25日  
平壤宣言の評価については「甘すぎるのでは」との意見も。被爆の実相を伝える努力を

項目に入れたほうがよいという提案があった。

函館会議 3月25日  
非核条約制定運動など、自治体に対する地方のがんばりを国レベルに発展させていく上で勉強になったという感想があった。

藤沢会議 3月26日  
「成績表」のとり組みの背景にある反核運動論に関する質問が相次いだ。

長崎会議 3月29日  
核兵器廃絶への困難さが浮き彫りになった。地道な議論の蓄積で政府を動かしていかなければ、などの意見が出た。

広島会議 3月30日  
感覚でいけば「全部E」だが、とり組みの意義は理解する、との意見も。先制攻撃戦略についての項目を加えるべきとの指摘があった。

## 「識別と防衛」(米・共和党政務委員会が議会に提出した報告書)抜粋

2003年2月

### 最新兵器の開発

冷戦時代、アメリカは新型あるいは改造型核兵器のアイデアを探求する積極的な最新兵器の開発プログラムを推進してきた。このプログラムは、兵器システムの安全性と信頼性を向上させ、新しい脅威と問題について考察してきた。

過去10年間、われわれは備蓄核兵器を潜在的な敵の進化し続ける能力に適合させるためにきわめて僅かなことしか成し遂げてこなかった。われわれが最も力を傾けてきたのは、備蓄核兵器の寿命延長プロジェクトである。これは重要なプロジェクトであるのだが、本質的に限定された性質のものである。

積極的な最新兵器の開発には、敵の能力のアセスメント、敵能力への革新的対抗手段の概念化、兵器システム要件の策定、そのプロトタイプ化および概念に対する評価が含まれるだろう。

1993年に低威力兵器(5キロトン未満の威力)に関する研究が禁止されたことによって、最新兵器の開発プログラムを強力に推進することは著しく困難になっている。議会はこの禁止の撤廃を考慮すべきである。

積極的な最新兵器の開発プログラムは、NNSAおよび国防総省による努力を調整しており、能力ベースの防衛戦略にとって必要な構成要素となっている。この積極的な最新兵器の開発プログラムにより、合

衆国は、出現しつつある脅威および潜在的な問題が重大なものになる前にそれらに対処する科学者と技術者のチームを擁することが可能になる。最新兵器の開発とは、もう一つの準備態勢の形態なのである。

最新兵器の開発プログラムは、備蓄核兵器の信頼性、安全性、および能力の保持に責任を負うことになる次世代の科学者と技術者を惹きつけて訓練するものになるだろう。

さらに、核兵器設計者は、外国の技術に関する情報収集に独自の貢献をする。ところが、核拡散について懸念が増大している時代に、新しいアイデアを探求しないということは、この重要な機能が持つ可能性に否定的な影響を及ぼす。

議会は、核兵器の最新兵器の開発プログラムの再活性化を支援すべきである。また、核兵器評議会は、国家安全保障のための能力ベースのアプローチと整合性のとれた、このようなプログラムを再確立するべきである。

核兵器とその運搬能力を獲得しようとする新しい敵がどのような脅威をわれわれにもたらすのか、われわれには分っていない。したがって、このような潜在的な挑戦、および、それらの脅威への対処方法を考察する積極的なプログラムを発足させることは賢明なことなのである。(訳:大滝正明・ピースデポ)

# 対イラク戦争は国連憲章と 国際法に違反

2003年3月18日

3月20日、イラク攻撃が始まった。緊迫する情勢下で、国際法を論じるNGOが、厳しく戦争を批判した。核政策に関する法律家委員会(Lawyer's Committee for Nuclear Policy : LCNP)と西部諸州法律財団(Western States Legal Foundation : WSLF)は、ブッシュ政権のイラク侵攻計画は、国際的安全を確保するための平和的手段と実際の攻撃もしくは攻撃が差し迫った事態以外には武力の行使を禁じた国連憲章違反であると言う。(解説と注・資料:田巻一彦)

国際法学者であり人権問題の弁護士として知られる、LCNP・議長のピーター・ワイス氏は、次のように非難する。「国連憲章42条<sup>(注1)</sup>は、安全保障理事会は、非軍事的措置では不十分であると認め、もしくは不十分であることが判明したと判断した時にはじめて軍事が行使できるとしている。安全保障理事会による米英の決議案の拒否<sup>(注2)</sup>は、査察プロセスを継続するべきであるという確信にもとづくものだ。言い換えれば、安全保障理事会は平和的手段が尽くされていないと信じているのだ。さらに、既存の決議によって戦争が可能であるというブッシュ政権の主張には根拠がない。イラクによる安保理決議687<sup>(注3)</sup>の停戦条項違反が直ちに戦争を支持するという議論は、違反が武力行使を必要とするものであるか否かの決定は安全保障理事会の権限であるという事実<sup>(注4)</sup>を無視するものだ。」

さらにワイス氏は「今日のニューヨークタイムズ紙上でのアン・マリー・スローター氏の、『戦争は<違法だが正当>とみなしうる。形式的合法性に固執することは非生産的ではないか』という提言は、米国際法協会の現会長の言葉としては、信じられないほどに衝撃的であると付け加えた。」

WSLFのプログラム・ディレクターであるアンドリュー・リッターマン氏によれば、国連憲章第51条<sup>(注5)</sup>は、「武力攻撃が発生した場合の」自衛のための固有の権利を認めている。しかし、実際に攻撃さ

れない限り、あるいは一部の専門家の主張するように、攻撃が差し迫っており不可避で、かつ武力行使以外の選択肢がない場合を除いて、脅威の存在が戦争を合理化すると、一国の独断で決定することはできない。イラクはいかなる国も攻撃していないし、イラクよる攻撃が差し迫っているという状況ではない。したがって、米国の対イラク戦争を自衛の名において正当化することはできない。リッターマン氏は加えて次のように指摘した。「2002年の<国家安全保障戦略>によって、ブッシュ政権は<自衛>の概念を劇的に拡大した<sup>(注6)</sup>。すなわち、化学・生物・核兵器の保有もしくは開発及びテロリズムとの繋がりとという<潜在的な脅威>を理由として、ある国を<先制的(Pre-emptive)に>-その実は予防的(preventive)に、攻撃することを承認する、というものだ。このような概念の拡大は、現存する国連憲章による武力行使の規制を不安定化するものだ。さらに、イラクがテロリストに大量破壊兵器を提供しているという証拠は開示されていない。仮にブッシュ政権のドクトリンが正当化されるならば、次にはイランや北朝鮮が対象とされるかもしれない。」

一方、LCNP専務理事でラトガース法科大学院教授を兼務するジョン・パロズ氏はブッシュ政権が武力行使の根拠として主張する「イラクの体制変更」は、国連憲章第2条(4)<sup>(注7)</sup>に違反すると指摘する。「第2条(4)は、いかなる国の領土保全または政治的独立に対する武力

による威嚇または武力の行使も禁止している。大規模な国内的圧制や人道的カタストロフが発生した場合には、人権は国家主権に勝るのだから武力介入が正当化されるという議論もありうる。しかしこれはブッシュ政権の主要な行動原理ではない。さらに、確かにイラクの体制は過去に、ぞっとするような所業を行っているが、例えば、ルワンダや旧ユーゴスラビアで行われたような大規模な圧政は、現在発生していない。」

LCNPの法律顧問で、「Jus ad Bellum : 武力行使を規制する法」(米国弁護士協会刊「人権」2003年冬号)の共著者であるニコール・デラー氏は、イラクの武装解除を求めた1991年の停戦条件を執行する手段として、米国の武力行使は承認されるというブッシュ政権の主張を次のように批判する。「この主張は無効だ。決議687はイラクのクウェートからの撤退を求めて安全保障理事会が承認した湾岸戦争の停戦条件を定めている。同決議341項<sup>(注4)</sup>によれば、停戦の履行と地域の平和と安全を確保するため』にいかなる措置をとるかの決定権は安全保障理事会にのみ与えられている。現在、安全保障理事会の多数は、少なくとも一カ国が拒否権発動を用意していることも含めて、イラク侵攻に反対している。米国が、安全保障理事会の同意なしに、安全保障理事会に代わる執行者になることができるという主張には理がない。」

## 【注と資料】

### (1) 国連憲章42条

第7章「平和に対する脅威、平和の破

壊及び侵略行為に関する行動」第42条の規定は以下のとおり:安全保障理事会は、第41条に定める措置(経済制裁、断交等の非軍事的措置)では不十分であろう

と認め、不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、

国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

## (2) 米英の決議案

米英及びスペインが2月24日に提案、3月7日に修正提案した決議案の骨子は次のとおり。表決に必要な9票(全常任理事国を含む)獲得が不可能と判断した米英は、後日これを取り下げ、単独武力行使に突入した:

- 1 決議1441の完全履行の必要性を再確認する。
- 2 イラクに対して自国民と地域の利益にとって必要な決定を直ちに行うよう要求する。
- 3 イラクが決議1441及びこれまでの関連決議が定める武装解除義務に基づき完全な、無条件の、即時のそして能動的な協力を事実を持って示し、決議687及びそれに続くすべての関連決議によって禁止された兵器、兵器の運搬・補助システム及び構造物のすべて並びにこれら兵器等の過去の破壊に関する情報のすべてを、国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)及び国際原子力機関(IAEA)に譲渡していると、2003年3月17日までに安保理が結論づけられない場合には、イラクは決議1441によって与えられた最後の機会を失うことになると決定する。
- 4 この問題に引き続き関与することを決定する。

## (3) 安保理決議687

91年4月3日に承認された湾岸戦争の停戦条件を定めた決議。主たる内容は次のとおり:

クウェート国境の画定と尊重。  
停戦監視ユニット。  
イラクの大量破壊兵器の無条件の破壊・撤去・無害化。現地査察のための特別委員会(UNSCOM)の設置。

クウェートの財産の返還。  
外国政府等に対する損害賠償。  
経済制裁措置(大量破壊兵器に関するイラクの義務履行が確認されない限り継続)

クウェート人等の帰還。  
イラクのテロリズム支援の禁止。

同決議の前文が大量破壊兵器について次の様に言及していることを特に強調しておきたい:「中東地域に非核兵器地帯を設立するとの目的を想起し、すべての大量破壊兵器がもたらす同地域の平和及び安全に対する脅威並びに中東地域にこのような地帯を設立することに向けて作業を行うとの必要性を認識し、また、同地域において均衡のとれたかつ包括的な軍備管理を達成するとの目的を認識し、更に同地域の諸国間の対話を含みすべての利用可能な手段を用いて前記の諸目的を達成することの重要性を認識し、12年間、このような努力はなされたのだろうか。イスラエルに対する核査察は行われていない。

## (4) 安全保障理事会の権限

(決議687第34項)

安保理決議687の第34項:(安保理は)本問題を引き続き検討し、本決議の履行並びに当該地域の平和及び安全の確保のために必要とされる場合には他の措置をとることを決定する。

## (5) 国連憲章第51条

第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」第51条の規定は以下のとおり:この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際

の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとる、この憲章に基く機能及び責任に対しては、いかなる影響を及ぼすものではない。

## (6) 先制攻撃と予防攻撃

2002年9月の「国家安全保障戦略」において、繰り返し述べられるのは、「米国はならずもの国家やテロリストによる米国民並びに同盟国に対する重大な挑戦に対しては米国は先制攻撃(pre-emptive action)の権利を行使する」ということである。

先制攻撃とは、「米国防総省軍事用語辞典」によれば「敵による攻撃が、差し迫っていることを示す議論の余地のない証拠に基き開始される攻撃」である。しかし、今回のイラク攻撃を支持する「議論の余地のない証拠」はない。したがって「先制攻撃」ではなく、「予防攻撃(preventive action)と呼ぶのが正確である。国防総省の定義に従えば、「予防攻撃」は「軍事的攻撃が差し迫っていないとしても、不可避でありかつ対応の遅滞がより大きな危機を生起せしむるとの確信に基いて開始される攻撃」である。実際、「国家安全保障戦略」で「先制攻撃」が用いられる文脈は「予防攻撃」にむしろ近い。ここには、自らの恣意的裁量を無制限に拡大するための「意図的な混同」があるというべきだろう。

## (7) 国連憲章第2条(4)

第1章「目的及び原則」第2条の規定は次のとおり:この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当たっては、次の原則に従って行動しなければならない。

4) すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

### ◆◀ 6ページからつづく

ヘリSH60Fシーホーク2機、嘉手納基地に飛来。  
3月12日 ロシア輸送機アントノフ124、在韓米軍基地所属のA10サンダーボルト 攻撃機3機が嘉手納基地に飛来。  
3月13日 15年使用期限問題で、DOD当局者が「日本政府は、米国政府に解決を求める問題と

しないことを伝え、すでに合意している」と発言。沖縄タイムズの報道。  
3月13日 那覇地裁で、女性暴行未遂で起訴の米海軍少佐の初公判。少佐側は公訴棄却を主張、実質審理に入らず。  
3月18日 嘉手納基地報道部、同基地の第18航空団からF15戦闘部隊とともに最大800人規模の兵員が中東地域に派遣と明らかに。

3月20日 海老原外務省北米局長、参院外交防衛委で、嘉手納基地から中東地域への約800人の兵員派遣が日米間の事前協議対象にはならないと発言。大田昌秀氏への答弁。  
3月20日 嘉手納基地で、同基地所属のKC135空中給油機が緊急着陸。

# 日誌

2003.3.6 ~ 3.20

(作成: 中原聖乃、中村桂子)

CIA = 米中央情報局 / DOD = 米国防総省 / EU = ヨーロッパ連合 / IAEA = 国際原子力機関 / UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会 / WMD = 大量破壊兵器

3月6日 CIA、弾道ミサイルなどWMDに転用可能な物資を北朝鮮に輸出している疑いがある日本国内の企業数十社をリストアップし、日本政府に渡していたと明らかに。

3月7日 国連安保理外相会議で、査察団による追加報告。プリクスUNMOVIC委員長、「兵器廃棄の義務を検証するには数ヶ月かかる。」

3月7日 米・英・スペイン、「3月17日」を期限にイラクにすべてのWMD放棄を求め、従わない場合の軍事力行使を容認する新決議修正案を国連安保理に提出。(本号参照)

3月7日 米政府筋、北朝鮮が8-11日にかけて会場で武器の実験を行うとの事前通告をおこなっていたことを明らかに。米CNNの報道。

3月10日 アナン国連事務総長、イラク情勢について「安保理の支持がない軍事行動は国連憲章に違反。」

3月11日 放射性物質を使ったテロ対策に関するIAEAの会議、ウィーンで開催(～13日)

3月10日 防衛庁、北朝鮮が日本海沖合の航行制限海域に地对艦ミサイルを発射したことを明らかに。首相、「注意深く監視」と答弁。

3月12日 国連安保理の非公式協議は12日、英政府が提出したイラク攻撃回避のための6項目文書への対応で合意できず。

3月12日 原口幸市国連大使、安保理公開討論演説で、イラクの完全なWMD廃棄には「国際社会が断固たる姿勢を明確に示すべき」と、新決議への支持を表明。

3月13日 北朝鮮、寧辺の再処理施設で使用済核燃料の再処理に化学物質を購入していたと米商務省高官が明らかに。共同通信の報道。

3月15日 仏、独、口3カ国外相、国連査察継続でイラク危機の平和解決を促す共同声明発表。

3月16日 米、英、スペインの3カ国首脳、アゾレス諸島で緊急首脳会談。新決議修正案の採否に関係なく、外交的解決の最終期限を17日とすることで合意。共同声明発表。

3月16日 チェイニー米副大統領、北朝鮮の核開発に関連して「日本が核武装問題を再検討するかどうかの考慮を迫られるかも。米NBCとの会見で発言。

3月17日 米、英、スペインの各国連大使、安保理非公開協議に先立って記者会見し、採択のめどが立たないため同決議案を取り下げると発表。

3月17日 米大統領、フセイン大統領とそその一族に対し、48時間以内の出国もとめる最後通告。小泉首相、英米が武力行使に踏み切った場合にも支持、と明言。

3月18日 イラク政府、戦争回避の条件とされた「フセイン大統領と一族の亡命」を拒否。

3月18日 国連査察団、バグダッドの空港から空路で退避。

## 「第2回核兵器廃絶・地球市民集会ナガサキ」

全世界の市民・NGOが連帯し、長崎が核戦争被爆地最後の地となることを願い、核兵器のない21世紀を実現するための歴史的転機となるよう国際集会を長崎市、地元市民団体が構成する実行委員会の主催で今年も開催します。

会場: 長崎ブリックホール、長崎原爆資料館、長崎平和会館ほか

11月22日(土) (午前)分科会:1 非核宣言自治体 / 2 ジャーナリスト  
(午後)開会集会  
歓迎集会

11月23日(日) (午前)分科会:3 北東アジア非核兵器地帯と核の傘 /  
4 米国「核態勢見直し」と核戦略 / 5 平和教育・  
平和文化  
(午後)6 核軍縮議員フォーラム / 7 2005年NPT再検討  
会議に向けて / 8 ヒパクシャフォーラム  
10フィート運動映画の上映(日・英)

11月24日(月・祝) (午前)地元作成の反核テレビ番組の上映 / 被爆地建  
造物等巡り  
(午後)閉会集会(各分科会報告、長崎アピール採択)  
ポートレートウォーク (細部の変更があります。)

3月19日 パウエル米國務長官、イラク攻撃への支持国が45カ国に達したと発表。

3月19日 ブッシュ米大統領、ホワイトハウスからの緊急演説で米英軍によるイラク空爆の開始を発表。現地時間3月20日午前5時過ぎに第一撃。

3月20日 米軍、主力部隊の第3歩兵師団など地上部隊をイラク南部へ進撃させ、イラク軍との交戦を開始。

3月20日 EU、ブリュッセルでの特別首脳会議でイラク問題を協議。戦後復興に関して国連が中心的役割を果たすべきだとする声明発表。

3月20日 米空母キティホークの海軍当局者、ミサイル巡洋艦カウペンズが巡航ミサイル・トマホークを10発以上発射したと明らかに。

3月20日 政府、イラク攻撃受け、首相を本部長とする「イラク問題対策本部」を設置し、5項目の緊急対処方針を決定。

3月20日 トルコ国会、米軍機のトルコ領空通過および国軍の外国派遣を承認。

### 沖縄

3月6日 県議会本会議、政府などに対し、イラク問題の平和的解決を求める意見書案を全会一致で可決。

3月6日 名護市議会、那覇防衛施設庁と県に、キャンプ・シュワブ「レンジ10」での実弾射撃訓練の即時中止と県外移転を求める意見書提出。

3月7日 昨年11月の女性暴行未遂事件で起訴の海兵隊少佐、身柄保護求めワシントン連邦地裁に仮処分申請。同地裁、13日までに棄却。

3月7日 米軍、昨年10月の物資落下事故以来中止されていた伊江島補助飛行場での物資投下訓練を再開。

3月7日 RC135電子偵察機3機、在スペイン米軍基地所属EP3E電子偵察機、アラスカ州空軍基地所属E3早期警戒機(AWACS)在韓米軍基地所属F16戦闘機2機が嘉手納基地に飛来。

3月8日 米海軍ブレマートン基地(ワシントン州)所属の原子力空母カールビンソン艦載の対潜

5ページ下へつづく → ◆

## 今号の略語

ARF = アセアン地域フォーラム

EU = ヨーロッパ連合

HDBT = 強化され地中に埋設された標的

IAEA = 国際原子力機関

NPR = 核態勢見直し

NPT = 核不拡散条約

NIPP = 国家公共政策研究所

NSNSA = (エネルギー省) 国家核安全保障  
管理局

UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会

UNSCOM = 国連大量破壊兵器廃棄特  
別委員会

## ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

### 宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- ・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

### ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、大滝正明、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、山口響、梅林宏道